

グリーンボンド等コンサルティング部門の能力及び知見に係る判定基準

以下の全ての基準を満たしていると認められる場合に、グリーンボンド等コンサルティングを実施することができる能力及び知見を有するものとします。

項目	基準
1. GBGLs、GL・SLLGLs、GBP 等に適合したグリーンプロジェクトに関する知見提供	グリーンプロジェクトの種類及びその環境改善効果といった環境面での専門的知見を有すること。
	債券又は融資による資金調達に係る専門的知見を有すること。
	上記の専門的知見について、常に最新のものとする方法について記述があること。
2. グリーンボンド等による調達資金の用途となるグリーンプロジェクトがもたらす環境改善効果の定量化支援	(CO2 削減効果) 定量化に際して使用する指標及び定量化支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。
	(その他の環境改善効果) 定量化に際して使用する指標及び定量化支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。
3. グリーンボンド等による調達資金の用途となるグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトがもたらし得るネガティブ効果とその対処に関する知見提供	調達資金の用途となるグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトがもたらし得るネガティブ効果が本来の環境改善効果と比べて、過大とならないか否かについての判断に係る知見を有することについて、適正かつ明確な記述があること。
4. グリーンボンド等発行に係る環境面での目標や、その前提となる発行体の ESG に係る戦略等の策定支援	温暖化対策計画や 2°C 目標といった、環境に関する国内目標や国際的な目標に係る知見を有すること。
	環境面での目標や、その前提となる発行体の ESG に係る戦略等の策定支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。
5. グリーンボンド等による調達資金の資金用途になるグリーンプロジェクトが環境面での目標に合致するための規準の策定支援	環境面での目標と整合するような規準の策定支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。

<p>6. グリーンボンド等による調達資金の資金使途となるグリーンプロジェクトが規準に照らして環境面での目標に合致すると判断するためのプロセスの策定支援</p>	<p>プロセスの策定支援の方法について、適正かつ明確な記述があること。</p>
<p>7. グリーンボンド等による調達資金が確実にグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトに充当されるよう実施する、調達資金の追跡管理について、発行体の内部プロセスによる統制の体制整備支援</p>	<p>グリーンボンド等による調達資金が確実にグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトに充当されるような調達資金の追跡管理の方法について、適正かつ明確な記述があること。</p>
<p>8. グリーンボンド等による調達資金の管理方法等に関するレポート作成に係る開示事項、方法の検討、及び環境改善効果の算定支援</p>	<p>グリーンボンド等の発行等に当たり期待される、レポートの頻度や内容及び方法について、市場等の実勢に即した知見を有すること。</p>